

南丹都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

令和6年12月

京都府

《目次》

1	都市計画の目標	1
2	区域区分の有無及び方針.....	4
3	土地利用の方針	5
4	都市施設の方針	9
5	市街地開発事業の方針	14
6	自然環境の整備又は保全に関する方針	16

付 図

1 都市計画の目標

(1) 都市づくりの基本理念

本区域は、京都府中部地域の中心的都市であり、京都大都市圏に隣接した利便性により、居住や産業拠点の好適地として市街地の形成が進み、都市が発展してきた地域である。

近年では、京都府の骨格的な交通軸となる京都縦貫自動車道の全線開通やJ R山陰本線の京都～園部間の複線化の完了など、広域交通網の整備や都市基盤の改善により、京阪神大都市圏や府北部地域との連携の強化とともに、都市機能の集積や拠点機能の一層の高度化が図られてきており、京都大都市圏に隣接しながら豊かな自然環境と歴史的な文化資源を持ち、大都市圏にはない自然とのふれあいや固有の文化的機能を持つ田園都市であり、こうした立地特性を生かした都市づくりが期待される。

一方で、人口減少・少子高齢化社会を迎え、老朽化が進む都市基盤施設や激甚化・頻発化する自然災害への対応を含めた持続可能な都市づくりが期待される。

将来の都市づくりにおいては、魅力と活力にあふれる新しい時代の南丹都市計画区域を築きあげるため、農林漁業との健全な調和を図りつつ、適切な制限のもと合理的な土地利用と効果的な都市基盤整備により、秩序ある市街地形成を進めるとともに、次の基本理念に基づき都市づくりを行うものとする。

ア 暮らしを支える基盤づくり

(ア) 日常生活に必要な施設を鉄道駅周辺等の中心市街地や地域生活拠点へ誘導

- ・ 鉄道駅等を中心としたコンパクトな都市づくりに向けた都市計画の見直しを進める。
- ・ 店舗や病院等の日常生活に必要な施設については、鉄道駅周辺等の中心市街地や地域生活拠点へ誘導する。
- ・ 社会経済情勢の変化に柔軟に対応するため、必要に応じて都市計画道路等の都市施設の配置や構造等を見直す。

(イ) 都市の特性に応じた公共交通ネットワークへ再構築

- ・ 都市の特性に応じ、鉄道駅周辺等の中心市街地と地域生活拠点等を結ぶ公共交通ネットワークを再構築する。

(ウ) 持続可能な都市基盤施設へ再構築

- ・ 既存都市基盤施設の維持・管理・更新については、都市づくりのプランと整合する集約・再編・広域化などにより効率化を図る。
- ・ 隣接市町との広域連携による都市基盤施設の更なる共同化を検討する。

イ 魅力あふれる地域づくり

(ア) ゆとりある生活空間の確保

- ・ 歩きたくなる空間やオープンスペースの創出等により、ゆとりある生活空間を確保する。
- ・ 市街地の更なる活性化を図るため、街路、公園、広場等の利活用を推進する。
- ・ テレワーク拠点施設の整備等により、二地域居住等に対応する。
- ・ 子育てに適した住環境や、親子が集い、子どもが安心して遊べる居場所づくり等、子

育てにやさしい都市づくりを進める。

(イ) スマートシティの実現

- ・ 持続可能な都市づくりへ向け、新技術や官民各種のデータを活用するスマートシティの取組を進める。

ウ 未来を拓く産業づくり

(ア) 府南部地域の特性を生かした産業の集積

- ・ インターチェンジ周辺や幹線道路沿道、工業施設や研究施設の既存集積地において、優良農地保全に配慮するなど、農林漁業及び周辺環境との健全な調和を図りつつ、立地ポテンシャルを生かして産業を集積する。
- ・ 良好な都市環境を確保するため、生産緑地制度を活用し、計画的に農地を保全する。

(イ) 政策的な都市づくりによる新産業の創出

- ・ 政策的な都市づくりにより、新たな食産業エリアやオープンイノベーションの拠点等を基盤とした新産業の創出を図る。

エ 防災・減災

(ア) 防災の視点を取り入れた土地利用や住まい方の工夫

- ・ 流域治水の考え方や土地利用規制の導入等も含め、災害リスクを勘案した都市づくりを進める。
- ・ 気候変動を踏まえ、自然災害による被害が増大するおそれがある土地利用転換を抑制しつつ、被害の軽減・早期復旧が可能となるよう、土地利用や建築物の構造の工夫、避難体制の構築等の対策を進める。

オ 地域の活性化

(ア) 市街化調整区域の既存集落における地区計画等を活用した地域活力の維持・向上

- ・ 農林漁業及び周辺環境との健全な調和を図りつつ、上位計画と整合した都市づくりを実現するため、地区計画制度や開発許可制度を適切に運用し、地域活力の維持・向上につながる土地利用を検討する。

(2) 区域の将来像

本区域は、中部地域の中核拠点となる都市であり、府の骨格的な広域連携軸に沿って、商業・業務・文化等の都市機能、居住機能及び産業機能が整い、京都大都市圏と連携して活発な都市活動が行われている。近年では、都市計画区域全体として人口は減少し、公共交通利用者も減少しており、隣接市町との広域連携を含めた都市の効率化や、都市の成り立ちなどに応じた持続可能な公共交通ネットワークへの再構築が必要となっている。

一方、市街地周辺及び桂川北側には景観的にも優れた農地や集落地域が広がり、豊かな自然環境と歴史的な文化資源を持ち、大都市圏にはない自然環境とのふれあいや固有の文化を持つ都市があり、引き続き良好な環境の保全が必要である。

本区域の地域特性を踏まえ、将来像を次のとおり定める。

◆災害に強く、脱炭素で、誰もが暮らしやすい持続可能な都市

鉄道駅周辺等の中心市街地や地域生活拠点を中心としたコンパクトな都市づくりを進め、各拠点を公共交通で結ぶとともに、歩きたくなる空間を創出することで、生活利便性の維持・向上と地域経済の活性化により、脱炭素で、誰もが暮らしやすい持続可能な都市を目指す。

併せて、流域治水の取組を進める等、ハード・ソフトを組み合わせた防災・減災対策を着実に推進することで、激甚化・頻発化する自然災害への対応力を高め、災害に強い都市を目指す。

◆美しい自然・食・スポーツ等の地域資源を生かし、豊かな産業と交流を創造する都市

京都府立京都スタジアムや京都トレーニングセンター等との連携を進め、地域の豊かな自然や日本有数のスポーツ健康エリアとしての基盤を生かし、地域の各大学とも協働したスポーツ&ウェルネスの産学公実証を核にした地域づくりを進める。

併せて、豊かな食に恵まれた立地特性を生かし、スポーツ&ウェルネス、フードテック産業などクロス産業集積エリアを創出し、地域の魅力を広く発信することで、豊かな産業と交流を創造する都市を目指す。

◆豊かな歴史・文化・自然環境と人々の暮らしが共生する都市

亀山城跡・園部城跡・大堰川に代表される豊かな歴史・文化、森や里山等の豊かな自然資源、天然記念物であるアユモドキをはじめ多くの生物の生息環境などの本区域特有の歴史・文化・自然環境や、優良な農用地の保全等を図るとともに、既存集落における地域活力の維持・向上につながる土地利用を検討することにより、豊かな歴史・文化・自然環境と人々の暮らしが共生する都市を目指す。

2 区域区分の有無及び方針

(1) 区域区分の有無

本都市計画区域に区域区分を定める。なお、その理由は次のとおり。

- ・本区域は近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）に基づく近郊整備区域に指定されており、都市計画法により区域区分を定めることとされている。
- ・今後も人口の減少が予想されるものの、市街地開発事業等が実施あるいは予定されていることから、市街地拡大圧力が高いと判断される。
- ・今後とも、市街地内において、良好な住環境形成に資する都市基盤施設の整備を重点的かつ効率的に行うことが必要である。
- ・本区域の市街地を取り囲む自然環境は、貴重な緑の資源であり、また、独特の風致景観を形成しており、無秩序な開発を抑制する土地利用の適正な規制による保全が必要である。

(2) 区域区分の方針

①おおむねの人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

区 分	平成27（2015）年	令和17（2035）年
都市計画区域内人口	104.7千人	おおむね84.8千人
市街化区域内人口	79.3千人	おおむね66.6千人

②産業の規模

本区域の将来における産業の規模を次のとおり想定する。

		平成27（2015）年	令和17（2035）年
生産規模	工業出荷額	3,239億円	4,202億円
	卸小売販売額	1,321億円*	3,356億円
就業構造	第1次産業	2.8千人（6.0%）	2.0千人（5.3%）
	第2次産業	12.4千人（26.2%）	8.7千人（23.4%）
	第3次産業	32.2千人（67.8%）	26.6千人（71.3%）

*平成27年の商業統計が実施されていないため、平成28年の調査結果（卸小売販売額）を記載

③市街地の規模

本区域における人口及び産業の見通しに基づき、かつ市街化区域の現況及び動向を勘案し、市街化区域のおおむねの規模を次のとおり想定する。

年 次	令和17（2035）年
市街化区域面積	1,678 ha

*市街地の規模には保留人口フレームに相当する面積は含まない

3 土地利用の方針

(1) 主要用途の配置の方針

①商業・業務地

J R山陰本線の各駅や各市役所、国道9号沿道を中心として商業・業務地が形成されている。

人口減少・少子高齢化社会を迎えており、今後は、これらの市街地を中心に、にぎわいを創出するとともに、コンパクトな都市づくりを進めていく必要がある。

特に、J R亀岡駅周辺地区については、中心商業地として位置付け、多様な都市機能の集積を図る。

J R馬堀駅・並河駅・千代川駅・八木駅周辺や南つつじヶ丘センター地区、篠町野条馬場地区、大井町南部地区、園部町本町地区においては、隣接する住宅地等との環境の調和を図りつつ、日常生活に必要な店舗や診療所、業務施設等の集積を図る。

②工業地

京都縦貫自動車道のインターチェンジ周辺や横田地区を中心に工業地が形成されており、引き続き産業振興を図るとともに、インターチェンジに近接する立地特性を生かして、周辺環境との調和を図りつつ計画的に工業地の配置を図る。

広域交通ネットワークの充実により、工業需要が高まっており、篠インターチェンジ周辺地区や篠町篠洗川地区においては、その立地特性を生かして、周辺環境との調和を図りつつ計画的に工業地の配置を図る。

また、南広瀬地区及び大藪地区において、工業地の配置を図る。

③住宅地

既存市街地及びその周辺部においては、広範囲に低層住宅地が形成されており、引き続き居住環境の維持・改善に努める。

亀岡駅北地区をはじめ、市街化が進行しつつある地区については、面的整備事業の推進や地区計画の活用等により良好な住環境を有する住宅地の形成を図る。

J R吉富駅西地区については、田園景観と調和し、ゆとりある居住環境を有する住宅地の形成を図る。

(2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

用途 \ 区域	高密度利用を図るべき区域	低密度利用を図るべき区域
商業・業務地	J R亀岡駅周辺から亀岡市役所周辺に至る地区	

(3) 特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針

①都市再構築に関する方針

人口減少・少子高齢化などの社会経済情勢の変化等を踏まえ、日常生活に必要な医療・福祉施設、商業施設や住居等を鉄道駅周辺等の中心市街地や地域生活拠点へ誘導すると

もに、それらを公共交通ネットワークで結ぶことで、効率的で利便性の高い都市へ再構築する。

併せて、老朽化が進む道路、上下水道等の都市基盤施設を計画的に維持・管理・更新するとともに、隣接市町との広域連携を図ることにより、財政面・体制面での持続可能性の向上を図る。

また、特定大規模建築物については、「地域商業ガイドライン」等に基づき、郊外立地の抑制を図る。

②低未利用地の利活用に関する方針

公有地や国有地をはじめとする公的な低未利用地や工場跡地等の低未利用地については、市街地開発事業等の導入、随時かつ的確な地域地区の見直しや地区計画の活用により、周辺の土地利用の状況等との整合を図りつつ、適切な土地利用を誘導する。

③居住環境の改善又は維持に関する方針

既成市街地の木造住宅が密集する地域については、耐震性の向上を図るとともに、防災機能の向上をはじめとする居住環境の改善を図る。

住宅と農地が混在し、両者が調和して良好な居住環境と営農環境を有している地域については、引き続き都市農地の保全を図ることにより、良好な居住環境の維持を図る。

土砂災害や浸水被害の発生が想定される「災害ハザードエリア」においては、新たな住宅等の立地を抑制するとともに、避難体制を確立することにより、良好な居住環境の実現を図る。

また、宅地の安全性を確保する観点から、土砂流出や滑動崩落等の発生が想定される区域においては、危険な盛土行為の規制や地震等による被害の防止対策を推進する。

交通騒音問題の未然防止の観点から、幹線道路等の沿道については、居住環境との調和に努める。

④市街地における住宅・住環境づくりの方針

地域の自然、歴史、文化その他の特性に応じて、環境との調和に配慮しつつ、良好な居住環境の形成が図られることを基本として、豊かさを実感できる地域社会の実現を図る。

そのため、市街化の熟度に応じた地域の課題を明らかにした上で、住生活基本計画等に基づき地域の特性を生かし、増加する空き家対策など既存の住宅ストックの適正な活用も図りながら、安心して暮らせるまちづくり、住宅・住環境づくりを推進する。

また、本格的な少子高齢化社会を迎え、各世代がそれぞれに持つ多様な住宅に関する要求に応えるため、住宅政策のみならず、福祉・医療・安全等、総合的な視点からのまちづくりを推進し、高齢者はもとより若者や子育て世帯等多様な世代による良好な地域コミュニティの実現を目指した、多世代都市居住のまちづくりの展開を図る。

なお、既成市街地においては、必要に応じ、その整序を進めながら定住性の高い良好な住宅市街地の再生を推進する。

⑤市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

亀山城跡・園部城跡等の歴史遺産の周辺は、自然環境と一体となった歴史的景観を形成しており、これらの保全を検討する。

また、区域を貫流する桂川を含む緑地については、緑の軸として引き続き自然環境の保全を図る。

さらに、特定生産緑地を含む生産緑地制度を活用し、雨水の貯留浸透等のグリーンインフラとしての機能を有する農地の保全を図る。

⑥市街地景観の形成に関する方針

景観法を活用した実効性ある景観誘導の取組を促進するとともに、地域の個性と特色を生かした良好な景観の形成に関する取組を総合的に推進することにより、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図る。

(4) 市街化調整区域の土地利用の方針

①優良な農地との健全な調和に関する方針

本区域内の各河川沿岸の農用地及び亀岡市篠町篠、王子地域（国道9号以北）等の農用地については、今後とも優良農地として保全を図る。

②災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

災害防止の観点から、浸水想定区域をはじめとする災害リスクの高いエリアにおいて、新たな住宅等の立地の抑制を行う。

また、河川沿岸低地部の農地等は、防災上の観点から、河川改修の進捗を踏まえつつ保全する。

さらに、亀岡市南部丘陵地一帯は、保水機能を有する緑地として、防災的見地からその保全を図る。

③自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

本区域の自然景観を代表する溪谷美を持つ保津峡自然公園をはじめとした桂川沿岸の緑地並びに丹波国分寺跡、国分尼寺跡の所在する亀岡市川東地区、亀岡盆地を取り巻く山並み、安行山、八木町城山及び筏森山等の各地域で古くから住民に親しまれてきた緑地空間や史跡周辺の環境を積極的に保全する。また、生物多様性の保全に努める。

④秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

余部町における国道9号に近隣接する地域については、農林漁業等との調整を図った上で、工業・商業地として計画的な市街地整備の見通しが明らかになった時点において、市街化区域に編入する。

また、篠町浄法寺周辺の地域については、農林漁業等との調整を図った上で、商業地として計画的な市街地整備の見通しが明らかになった時点において、市街化区域に編入する。

さらに、園部町における京都新光悦村に隣接する地域については、農林漁業等との調整を図った上で、工業地として計画的な市街地整備の見通しが明らかになった時点において、市街化区域に編入する。

その他、各市による産業振興や地域の創生等の政策的な取組に必要な地域については、農林漁業等との調整・連携を図りつつ、周辺環境に配慮し、計画的に適切な土地利用を図る。

⑤既存集落の活力維持、回復に関する方針

既存集落の活力維持、回復のため、少子高齢化の進行などにより地域コミュニティの維持・形成が課題となっている地域においては、農林漁業との調整・連携を図りつつ、周辺環境に配慮した適切な土地利用を図る。

4 都市施設の方針

(1) 交通施設

①基本方針

広域交通網を生かした自立する都市及び公共交通機関の利便性を生かした都市を目指し、京都縦貫自動車道の利用により京阪神都市圏との交流を図り、中心市街地の活性化を図るとともに、幹線道路等や交通結節点であるJRの駅前広場や駅へのアクセス道路等の整備を進める。

さらに、美しい田園景観のある都市を目指し、観光拠点へのアクセス道路等の整備や鉄道駅等と各拠点施設との歩行者、自転車のネットワークの強化を図る。

なお、道路の整備に当たっては、道路が優れた景観形成や観光振興、安全・円滑な交通確保、地域の防災性の向上に果たす役割についても十分に配慮するとともに、ユニバーサルデザイン化及び無電柱化を推進し、高齢者や障害のある人にとっても安心して快適に過ごせるまちづくりを目指す。

また、多様化する交通需要に対応し、安全かつ快適な交通を確保するため、企業、地域、学校など多様な主体と連携し、地域の交通環境改善を図るとともに、鉄道・バス等の公共交通の利用を促進し、環境負荷の低減を図る。

そのほか、人口減少・少子高齢化などの社会構造やライフスタイルの変化、経済状況等の将来見込みを踏まえ、目指すべき都市の将来像を実現するため、必要な道路網の見直しを進める。

②整備水準の目標

ア 道路

都市計画道路のうち幹線街路について、平成27（2015）年における整備率は約50%であるが、令和17（2035）年には、約62%を目標に整備を進める。

幹線街路の整備目標

	平成27（2015）年実績	令和17（2035）年整備目標
整備率	約50%	約62%

③整備方針

ア 道路

幹線道路等としては、国道9号、国道372号、国道423号、国道477号、都市計画道路並河亀岡停車場線等の整備を図る。

交通結節点である駅前広場については、JR山陰本線において、八木駅、吉富駅の各駅で整備を図る。

イ 鉄道

輸送力の増強、利便性の向上をめざし、JR山陰本線（園部以北）について複線化の促進を図る。

また、課題のある踏切道については、地域の実情に応じた踏切対策を行う。

④主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業（施行中のものを含む。）は、次のとおりとする。

ア 道路

事業名	路線名
街路事業 又は 道路事業	京都縦貫自動車道、国道9号、国道372号、国道423号、国道477号、 (府)枚方亀岡線、(府)亀岡園部線、(都)並河亀岡停車場線、 (都)新国道線、(都)保津新国道線、(都)馬堀停車場篠線、 (都)河原町内林線、(都)上木崎本町線、(都)八木大藪線、 (都)八木西線

* (都)は都市計画道路を、(府)は府道を表す

イ 鉄道

路線名	備考
J R 山陰本線	園部以北の複線化

ウ 駅前広場

箇所名
J R 八木駅東、J R 吉富駅西

(2) 下水道

①基本方針

長期的視点から計画的な整備を行う必要があり、また、計画調整や地域社会の合意形成を図るため、積極的に都市計画に位置付けることを基本とする。

本区域においては生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水防除を図る観点から、各市の単独下水道計画に基づき下水道の整備を図る。また、水循環システムの健全化を図りより良好な都市の水環境を創出する観点から、高度処理の導入等により下水道の質的向上を図る。

さらには、効率的な汚水処理施設の整備・運営管理の観点から、最適な整備手法の選定や、施設統合を推進する。

②整備水準の目標

各市の単独公共下水道事業を推進し、計画区域内の整備完了を図るとともに、雨水対策事業を推進し、浸水区域の解消に努める。

また、終末処理場においては、高度処理により公共用水域の水質保全に努めるとともに、老朽化施設の計画的な更新・改築を行う。

汚水処理に係る整備目標

	平成27（2015）年実績	令和17（2035）年整備目標
普及率	99%	100 %

*普及率：下水道計画区域内行政人口に対する同区域内の処理人口の比率

雨水対策に係る整備目標

	平成27（2015）年実績	令和17（2035）年整備目標
都市浸水対策達成率	9%	19 %

*都市浸水対策達成率：整備対象区域に対する整備済み区域の比率

③整備方針

各市の単独公共下水道の計画処理区域内における汚水処理施設の早期整備完了を目指すとともに、雨水対策事業を推進する。

④主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業（施行中のものを含む。）は、次のとおりとする。

種別	事業名	事業箇所	
下水道 (汚水)	公共下水道事業	亀岡市 南丹市	亀岡処理区 南丹処理区
下水道 (雨水)	公共下水道事業	亀岡市 南丹市	犬飼川左岸排水区他 園部川第9排水区他

(3) 河川

①基本方針

災害に強く安全で安心な暮らしを守るまちづくりを進める観点から、既成市街地の浸水被害防止を基本に、都市化の進展に対応した治水施設の整備を進める。

具体的には、流域治水の考えに基づき流域の土地利用の動向や関連河川の整備状況を勘案して、河川流域が本来有している保水・遊水機能の維持・確保を積極的に図るとともに、河川の改修等のハード対策及び情報伝達等のソフト対策の両面での総合的な治水対策を河川整備計画等に基づき進める。

また、堤防の決壊等がもたらす洪水災害による被害を軽減させるため、河川や河川管理施設の状況、河川周辺の状況等に応じた適切な維持管理を行う。

併せて、水と緑のオープンスペースを持つ河川の環境機能を都市環境の一環として評価し、水辺環境の保全に努めるとともに、景観等に配慮した良好な水辺空間の創出を図る。

②整備水準の目標

時間雨量50mm相当の降雨に対する治水上の安全を確保することを基本に、重要な河川を中心に河川改修に合わせた流出抑制施策を講じ総合的な治水対策を進める。

また、併せて河川環境の整備と保全を図る。

③整備方針

本区域は一級河川桂川が地区の中心を流下しており、地区内の各河川は桂川に流入している。市街地は桂川の右岸を中心に形成されており、桂川左岸は農業的土地利用が主となっている。南部地域は、桂川の氾濫域となっており、また多くの支川が桂川に流入しており、市街地の浸水被害の防止のため、桂川の河道掘削、築堤、引堤等、河積の拡大を図る。また、千々川、雑水川、東所川等の各支川の改修を推進する。北部地域は、桂川の支川園部川の流域に市街地が形成されており、桂川の改修を推進するとともに、園部川等の都市河川の改修を図る。併せて、環境に配慮した河川改修や河畔林を都市景観上のランドマークとして生かすこと等により、河川が持つ都市環境形成の機能の充実を図る。

④主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業（施行中のものを含む。）は、次のとおりとする。

種別	事業名	事業箇所
河川	河川改修事業	一級河川 桂川、千々川、雑水川、犬飼川、菰川、七谷川、東所川、園部川、本梅川、法貴谷川

(4) その他の都市施設

①基本方針

自然と共生する人にやさしい都市づくりを目指し、都市機能の円滑な更新と自然・生活環境の保全・整備を図る。

循環型社会の実現に向け、府民一人ひとりの意識向上を図るなど、府民、事業者との連携の下、プラスチックごみをはじめとする廃棄物の3R（発生抑制、再利用及び再生利用）を推進することを基本に、将来の適正なごみ処理量に対応する施設の整備については、都市基盤施設と整合のとれた適正な規模・配置となるよう総合的に考慮して推進する。

また、急速に進む少子高齢社会において、都市活動の向上や都市生活の魅力を高めるため、誰もが暮らしやすく、人にやさしいまちづくりの推進を図る。

さらに、日常の生活を円滑に営むことができ、災害時にも安全を確保することができるよう、生活関連公共・公益施設の整備を推進しつつ、文化・スポーツ施設を整備するとともに、保健・医療・福祉施設を適正に配置する。

なお、将来の人口分布、市街地形態に即した公共施設の長期的配置計画を基本とし、今後の市街化動向に応じつつバランスのとれた施設整備を図る。

②整備方針

ア ごみ処理施設

現在ある3箇所の清掃工場について、リサイクル・環境負荷の少ない処理方式等の機能の維持・増進を図りつつ、安心・安全な施設運営を図る。

イ 教育文化施設

市街地開発の進行を見据える中、少子化社会における教育施設の在り方について、そ

の方向性の検討を行うとともに、広域的視点にたった高等教育の充実を図る。

ウ 病院

京都中部圏域の医療機能を確保するため、公立病院等を拡張・整備する。

エ その他の中核的施設

人口の推移に応じ、かつ、環境負荷の少ないし尿処理能力の拡充又は維持を図る。また、火葬場についても現有施設の処理能力の維持及び能力の拡充に努めながら新たな火葬場の建設を図る。

③主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業（施行中のものを含む。）は、次のとおりとする。

ア ごみ処理施設：南丹地域においてごみ処理施設を整備する。

イ 病院：南丹市において京都中部総合医療センターの整備を促進する。

ウ 火葬場：各市において火葬場を整備する。

5 市街地開発事業の方針

(1) 基本方針

本区域は、昭和40年代からの住宅地の急激な開発は沈静化したものの、宅地事情の変化や交通基盤施設の整備に伴い、京阪神地域からの住宅地開発の圧力は依然として高いことから、計画的かつ先行的な公共施設の整備を図るとともに、土地区画整理事業等の面的整備事業を推進し、無秩序な市街化の防止に努める。

特に、鉄道駅周辺について交通結節点としての機能強化を図るとともに、市街地の特性や公共施設の整備状況に応じた的確な施策を展開する。既成市街地においては、市街地再開発事業等の面的整備事業により防災性の高い、安心・安全な市街地への更新を促進する。新市街地においても、土地区画整理事業等の面的整備事業により計画的な住宅地の供給を推進する中で、区域全体として、それぞれの市に合った個性的な都市づくりを推進する。

また、市街化区域内にある生産緑地以外の農地や低・未利用地等についても、土地区画整理事業等の面的整備事業の手法や地区計画等を活用した土地の有効・高度利用により良好な住宅地や産業集積地の形成を誘導する。

(2) 整備方針

①市街化進行地域及び新市街地

既成市街地の周辺でまとまった未利用地等を残し、公共施設の整備が必要な地区については、土地区画整理事業等の面的整備事業を推進するほか、既に計画的な市街地整備が進行中の区域とともに、地区計画等の活用により良好な市街地の形成を図る。

新たに市街化区域に編入する地区を含め、J R山陰本線の複線化や京都縦貫自動車道の開通による交通利便性の向上等により、今後市街化が予想される区域については、既成市街地における整備状況や需要動向に応じて、土地区画整理事業等の面的整備事業を推進するとともに、地区計画等を活用し、適切な都市基盤施設の整備を図り、周辺地域との調和や防災及び環境保全等に十分配慮した秩序ある市街地の形成を進める。

②既成市街地

J R八木駅周辺地区（J R山陰本線以東）等の商業・業務地においては、土地区画整理事業や市街地再開発事業等による都市基盤施設の整備を進め、市街地の安全及び利便性を確保して都市機能の集積と土地利用の合理的で健全な高度利用を図るとともに、木造住宅の密集地域については、道路、公園等の公共施設の整備を推進し、防災性の改善を図り安心して安全なまちづくりを推進する。

さらに、幹線道路等の都市基盤施設の整備が進捗した区域については、適正な土地利用計画に基づき用途の転換を図る。特に、J R亀岡駅周辺地区及びJ R亀岡駅周辺から亀岡市役所周辺に至る地区等については、本区域の中心的な商業・業務地として都市機能の集積を促進するため、詳細な土地利用計画に基づき建築物の誘導を図る。

また、既成市街地で農住工が混在する地域については、残存農地の整序を図りながら、地区計画等によるきめ細かな土地利用の誘導を行い、居住環境の改善と生産環境の維持・増進を図る。

(3) 市街地整備の目標

おおむね10年以内実施することを予定する主要な事業（施行中のものを含む。）は、次のとおりとする。

事業名	地区名
市街地開発事業等	篠町篠企業団地地区、篠インターチェンジ周辺地区、篠町篠洗川地区、曾我部町寺地区、高野林・小林地区、八木駅西地区、南広瀬・大薮・八木嶋地区、吉富駅西地区、城南町下サメ川地区、園部インターチェンジ北地区

6 自然環境の整備又は保全に関する方針

(1) 基本方針

水辺や緑の空間は、自然とのふれあいや日頃の休養や運動、広域的な保養やハイキング等の場となるレクリエーションの機能、優れた自然環境やうるおいのある都市環境を形成する環境保全の機能、そして、地域を特徴づける風景や歴史的な景観を形成する景観形成の機能、また、災害時の被害の緩和や避難地、防災活動の拠点としての防災の機能等様々な役割を担っている。

このような水と緑の役割を基本としながら、長い歴史を有する京都独自の文化の継承と発展につながる水と緑、京都らしい風景を生み出す水と緑の保全と創出にも留意し、また、地球環境問題や少子化・高齢問題への対応、都市の再生といった視点も踏まえ、次の5つの基本方針に基づき、水と緑の保全と創出によるうるおいのあるまちづくりを目指す。

- ・ ころとからだをはぐくむ緑の保全と創出
- ・ やすらぎとうるおいを感じる緑の保全と創出
- ・ いきものを守り育てる緑の保全と創出
- ・ 暮らしを守る緑の保全と創出
- ・ 京都らしさを感じる緑の保全と創出

特に地域特性を考慮し、「都市近郊のスポーツ・レクリエーションゾーンの形成と緑豊かな住環境の創出」を目指して水と緑の施策を推進する。

①緑地の確保目標面積

緑地の確保目標面積 (令和17(2035)年)	将来市街化区域面積 に対する割合		都市計画区域面積 に対する割合	
	緑地確保目標面積	割合	緑地確保目標面積	割合
	約250ha	約15%	約12,600ha	約56%

②都市公園等の施設として整備すべき緑地の確保目標水準

	平成27(2015)年実績	令和17(2035)年整備目標
都市計画区域人口 1人あたり整備面積	19.8㎡/人 (9.6㎡/人)	30.9㎡/人 (18.3㎡/人)

* () は都市公園法で規定する都市公園

(2) 主要な緑地の配置方針

ア ころとからだをはぐくむ緑の保全と創出

- ・ 身近な歩いていける範囲に、誰もが気軽に利用できる公園や遊歩道、水辺空間等の水と緑の拠点をつくる。
- ・ 市街地周辺の樹林地や水辺等、日常的に自然にふれあえる水と緑を保全し、自然に親し

める施設の整備を進める。

- ・スポーツやレクリエーション等の余暇活動の拠点となる運動公園、総合公園等を整備する。
- ・自然公園等の指定により、良好な自然環境の保全を図る。
- ・近畿自然歩道等により水と緑を結ぶネットワークを形成する。

イ やすらぎとうるおいを感じる緑の保全と創出

- ・うるおいのある風景を形成する森林や河川等、水と緑の自然景観を保全する。
- ・市街地周辺の里山や遺跡等と一体となって歴史的景観を形成する樹林地等、市街地の背景となる緑を保全する。
- ・鎮守の森や名木、巨樹等、都市のランドマークとなる緑を保全する。
- ・都市の景観の重要な構成要素となるターミナル周辺や大規模な公共施設等において緑化を推進し、緑のシンボルを形成する。
- ・公園や水辺空間の整備、道路や学校等の公共公益施設の緑化に加え、生け垣の設置、屋上緑化等民有地の緑化を進め、緑豊かなうるおいのある都市景観を形成する。

ウ いきものを守り育てる緑の保全と創出

- ・水と緑の骨格となる森林や河川等、多様な自然環境の保全を図る。
- ・貴重な動植物の生息・生育環境を保全する。
- ・市街地周辺の里山等の樹林地、河川やため池等の水辺、農地等、多様な生物をはぐくむ自然環境を保全する。
- ・市街地内においても、水辺や公園等のオープンスペースを活用し、多様な生物の生息空間を創出する。
- ・森林、公園、ため池、河川空間等の連携により、野生生物の移動ルート等となる自然生態系ネットワークを形成する。

エ くらしを守る緑の保全と創出

- ・地域防災計画との整合を図りながら、地震災害時の避難地や防災活動拠点となる公園、延焼防止帯や避難路となる緑地等を整備する。
- ・公共公益施設の緑化や住宅地や業務地等民有地の緑化を進め、緑やオープンスペースの特性を生かした災害に強いまちづくりを進める。
- ・市街地、集落周辺の急斜面の樹林地等緑の保全を図る。
- ・市街地内の河川、農地、樹林地や市街地周辺の里山、河畔林等、都市気象の緩和に資する水と緑を保全する。
- ・高速道路、鉄道沿線の環境緑地帯等、都市の環境を改善する緑の保全と創出を進める。

オ 京都らしさを感じる緑の保全と創出

- ・指定・登録文化財をはじめとする豊かな歴史・文化遺産と一体をなす緑や、京都の自然200選等の京都を代表する自然環境を保全する。
- ・溪谷、清流や河畔、まちの背景を構成する山並みや里山等、京都らしい景観を形成する水と緑を保全する。
- ・美林、竹林等、人々の暮らしと一体となって特徴的な地域景観を形成する緑を保全する。

- ・峠の風景、歌や物語に登場する風景等、京都らしい水と緑の風景を保全するとともに、歴史や文化に親しめる空間として整備する。
- ・新たなまちづくりにおいても、地域の歴史、文化や自然景観に配慮し、それぞれの地域の個性的な水と緑の景観を創出する。

(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

人と水と緑の共生する環境を実現するため、次の4つの方向から、骨格となる緑の保全と活用を図り、自然環境や歴史資源、都市化の状況に応じた水と緑の保全と創出を目指す。

- ・都市公園や水辺の整備を促進する
- ・自然環境、自然景観を保全する
- ・都市の緑化を推進する
- ・水と緑のネットワークを形成する

①公園緑地の配置方針の概要

種類	種別	配置方針の概要
住区基幹公園	街区公園	街区内に居住する者が容易に利用できるように約2haの整備を図る。
	地区公園	徒歩圏内に居住する者が容易に利用できるように約7haの整備を図る。
都市基幹公園	総合公園	都市住民が総合的に利用できるように、約14haの整備を図る。
緑地		桂川沿い等において、約8haの整備を進めるとともに、緑道等の整備を進めることにより、水と緑のネットワークの形成を図る。

②地域制緑地の指定方針の概要

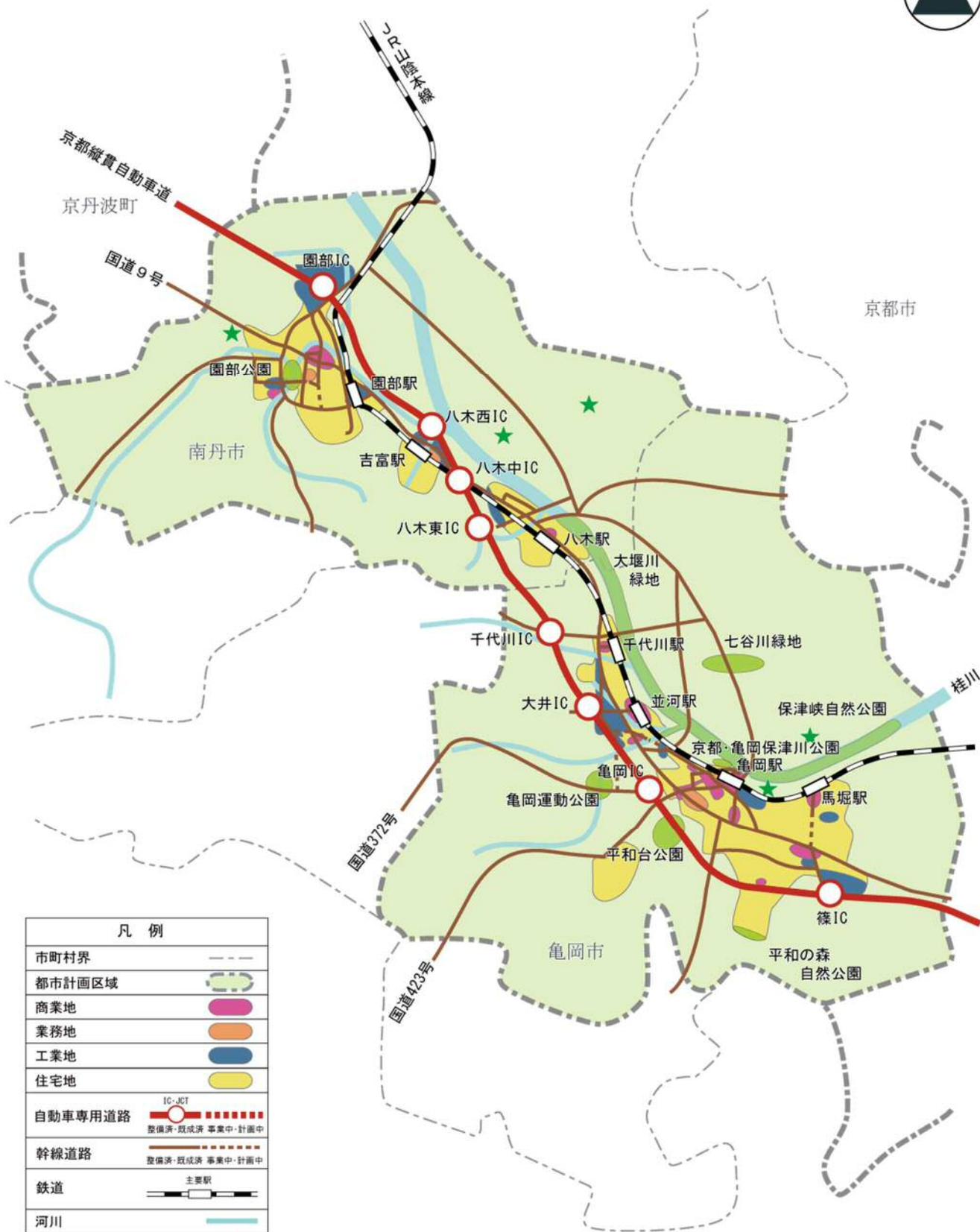
地区の種別	指定方針の概要
生産緑地地区	市街地内やその近辺の優良農地は、新鮮な農産物を供給する役割とともに、緑のオープンスペース、避難のための空間、雨水の貯留や都市の水循環機能、公共施設などの保留地といった多様な機能を有する都市に必要なものとして、維持・活用を図る。
自然公園	桂川下流の保津峡は府立保津峡自然公園に指定されている。今後とも法規制の適切な運用により保全を図るとともに、周辺地域も含めた自然環境の保全を検討する。
その他	市街地の環境形成及び都市景観形成上重要な緑地である天神山一帯の樹林地等において、自然環境の保全を図る。

(4) 主要な緑地の確保目標

今後おおむね10年以内に決定することを予定する地域地区及び整備することを予定する公園等は、次のとおりとする。

種 別		名 称 等
施設緑地	基幹公園	京都・亀岡保津川公園、亀岡運動公園等
地域制 緑 地	その他の 公園・緑地	天神山緑地保全配慮地区、吉富駅西地区等

— 付 図 —



凡 例	
市町村界	---
都市計画区域	--- (dashed line)
商業地	■ (pink)
業務地	■ (orange)
工業地	■ (blue)
住宅地	■ (yellow)
自動車専用道路	—●— (red line with white circle)
	整備済・既成済 事業中・計画中
幹線道路	— (brown line)
	整備済・既成済 事業中・計画中
鉄道	— (black line)
	主要駅
河川	— (blue line)
下水処理場	★ (green star)
公園・緑地	● (green circle)